

セーフティネット保証5号認定は、全国的に業況の悪化している業種(ただし、経済産業大臣の指定を受けた業種)に属し、経営の安定に支障が生じている中小事業者に対して、保証限度額の別枠化等を行い、信用保証協会が借入金の100%を保証する制度です。制度の利用に当たっては、主たる事業所の所在地を管轄する市区町村にて中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき認定を受ける必要があります。



認定に当たっての要件

下記要件1～3のすべてを満たす必要があります。

○要件1. 営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であること。

例えばこのような事業者の方が該当します。

★ 営んでいる業種が1種類で、かつ、当該業種が本認定の指定業種

【指定業種の確認方法】

- ① 営んでいる事業の細分類番号と業種名を日本標準産業分類にて確認してください。
- ② 上記で確認した業種が指定業種であるか否かを指定業種リストにて確認してください。

○要件2. 最近3か月間※の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む

各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、確認可能な「最近3か月」の売上高等が前年同期比に比して増加しているなど、前年同期との比較が適当では無いと認められる場合には、「最近3か月」を「最近6か月」等として申請が可能。

○要件3. 武蔵野市内に本店または事業実体のある事業所があること。



市への提出書類

下記書類を産業振興課窓口(市役所 西棟7階)へご提出ください。

- | | |
|---|-------------|
| <input type="checkbox"/> 認定申請書 様式第5-(イ)① | 1部 ※[注1]を参照 |
| <input type="checkbox"/> 【法人】直近の法人税確定申告書の別表1(電子申告の場合は、收受印の代わりに「メール詳細」も添付)、決算報告書及び法人事業概況説明書(表紙及び月別売上がわかるページ) | 1部 ※[注2]を参照 |
| 【個人】直近の確定申告書の第1表(電子申告の場合は、收受印の代わりに「メール詳細」も添付)及び申告決算書と月別売上が分かるページ | |
| <input type="checkbox"/> 【法人】履歴事項全部証明書 | 1部 ※[注3]を参照 |
| 【個人】住民票又は印鑑証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 別添書類 (イ)① | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 売上高等を証明する書類 | 1部 ※[注4]を参照 |
| ※余白に必ず事業者名/代表者名を記入の上、代表者印(実印)を押印 | |
| <input type="checkbox"/> 指定業種を営んでいることを証明する書類 | 1部 ※[注5]を参照 |
| <input type="checkbox"/> 返信用封筒(切手を貼付したもの) ※定型封筒の場合84円、レターパックなども可能です。 | 1部 |



ご提出いただいた書類のうち、認定後にお渡しする書類は認定申請書1部となりますのでご注意ください。

[注1] 産業振興課窓口にて配布しております(市役所HPからもダウンロード可能)。

[注2] 税務署又は青色申告会の「收受印」が押印されていない場合や、電子申告をされて「メール詳細」がない場合には、税務署発行の「納税証明書その2」を添付してください。

[注3] コピー可です。いずれも、交付3か月以内のものをご提出ください。

[注4] 認定申請書に記入した売上高等を月別で確認できる書類をご提出ください(試算表、売上台帳など。)

[注5] 認定申請書に記入した指定業種を営んでいることを証明する書類をご提出ください(取扱商品・サービスなどを確認できる書類、許認可証コピーなど)。



留意事項

1. 申請者の方

認定要件を満たす中小企業者の方に限ります。

なお、中小企業者とは、下表の資本金または従業員数のいずれかの条件を満たしているものをいいます。

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人等	(条件なし)	300人以下

※ 製造業等には、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、不動産業、運送業、出版業などを含まれます。

※ 医療法人等とは、医療法人および医療を主たる事業とする事業者をさします。

※ 飲食業は小売業に含まれます。

2. 申請書に記入する売上高等

税務署に申告した売上高と本申請で申告した売上高等との相違は認められません。

また、売上高等を証明する書類と本申請で申告した売上高等との相違も認められません。

3. 小数点以下の取扱い

小数点以下の端数切上げ、もしくは切下げなくして要件を満たさない場合は、認定不可となります。

4. 記載内容の訂正方法

申請書類の記載内容を訂正する場合は、訂正印として申請印(実印)と同一のものが必要となります。

窓口へお越しの際はできるだけ実印をお持ちください。実印をお持ちいただけない場合は、窓口にて訂正が生じた際に、一旦、書類をお持ち帰りいただくこととなりますので予めご了承ください。

5. 審査と有効期間

市の認定審査: 申請書受理後、1週間ほど審査にお時間を頂戴します。

認定書の有効期間: 当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日とします。



・申請書の受付と認定書の発行は窓口・郵送のどちらでも可能性です。

・申請の際には、担当者のご連絡先がわかるものを同封してください。

→発行の際や不備がある場合にご連絡します。



保証内容

普通保証: 2億円 無担保: 8千万円 無担保無保証人: 1,250万円



信用保証料

おおむね1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められています。

詳しくは、東京信用保証協会 立川支店 (電話042-525-6621)へお問合せください。



信用保証料の補助について

従業員数が20人以下(ただし、卸・小売・サービス業の場合は5人以下)の中小企業者については、東京都が信用保証料の2分の1を補助する制度を設けております。

制度名称: 経営支援融資 B 区市町村認定書必要型(経営セーフ)

詳しくは、東京都産業労働局金融部金融課 (電話03-5320-4877)へお問合せください。

認定申請・問い合わせ先

武蔵野市役所 市民部 産業振興課 産業振興係 (西棟 7 階)

電話 60-1832 (直通) FAX 51-9193